

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります。

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判員は、選挙権のある人（衆議院議員選挙人名簿に登録された人）の中から、くじにより無作為に選ばれます。

ある日、裁判所から通知が届く

自動車工場に勤め、整備の仕事を担当しているさつま太郎さん。平成20年11月のある日、自宅に帰ると、裁判所から一通の封筒が届いていました。封筒を開けてみると、さつま太郎さんが裁判員候補者名簿に記載されたことを知らせる通知、パンフレット、アンケート用紙のようなものが入っていました。

この通知は、翌年1年間にわたり、裁判員に選ばれる可能性があることを知らせる文書でした。



裁判所から届いた通知文を眺めるさつま太郎さん。...イメージ

解説

■裁判員候補者名簿の作成

裁判員裁判の実施に向けて、鹿児島地方裁判所では、現在、各市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出（さつま町の割当人数は35人・鹿児島県割当総数2,300人）して地方裁判所に提出した名簿を基に、平成21年分の裁判員候補者名簿の作成を進めています。

■裁判員・補充裁判員の選任

平成19年に全国の地方裁判所で受理した裁判員裁判の対象事件は約2,600件ですが、補充裁判員を1件につき2人選任すると仮定して試算すると、1年間で約5,000人に1人が裁判員又は補充裁判員に選任される計算になります。

■裁判員候補者名簿に記載された人への通知

辞退の申立てに対する判断は、個々の裁判所が各裁判員候補者の具体的な事情を伺って行いますが、国民の皆さんの社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に、できる限り前倒しで行うことにより、国民の皆さんのご負担を軽減することを考えています。調査票や質問票をお送りするのも、裁判員候補者の方のご事情を早期にお尋ねすることにより、辞退が認められる方などが裁判員候補者として裁判所にお越しいただかなくてもよいようにするためです。ご記入・ご返送につきご協力ください。

裁判員制度の実施に向けて、国民の皆さんに様々な情報をお知らせしています。裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイトでも紹介していますので、ご覧ください。

■裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

Q 裁判員になることは 辞退できないのですか

A 裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できません。
ただし、国民の皆さんの負担が過重なものとならないようにとの配慮などから、法律や政令で次のような辞退事由を定めており、裁判所からそのような事情にあたと認められれば辞退することができます。

【辞退事由】
70歳以上の人
地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります。）
学生・生徒
5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、
3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出席した人
一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
（やむを得ない理由とは、例えば）
重い病気又はケガ 親族・同居人の介護・養育 事業上の重要な業務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがあるなど

【裁判員に選任されるまでの流れ】

①平成20年10月下旬から11月上旬頃まで

裁判員候補者名簿の作成

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がかくじで選んで作成した名簿に基づき、平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。

②平成20年11月下旬から12月上旬頃まで

候補者への通知・調査票の送付

裁判員候補者名簿に記載されたことの通知と、裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由）や1年を通じて裁判員となることを辞退する申立ての有無や理由などを尋ねる調査票を送付します。

調査票を返送していただき、明らかに裁判員になることができない方や1年を通じて辞退事由が認められる方には、裁判所から選任手続期日のお知らせ（呼出状）が届くことはありません。

平成21年5月21日裁判員制度スタート

③事件ごとに名簿の中からくじによる候補者の選定

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選定します。裁判の日数が3日以内の事件（裁判員裁判対象事件の約7割）では、6人の裁判員に加え、補充裁判員を2人選任するとして、1事件あたり50人程度の裁判員候補者を選ぶ予定です。

④原則、裁判の6週間前まで

選任手続期日のお知らせ（呼出状）・質問票の送付

くじで選ばれた裁判員候補者には、選任手続期日のお知らせ（呼出状）や質問票をお送りします。質問票では、裁判員になることができない事由の有無、裁判員となることを辞退する申立ての有無・理由などを尋ねます。

質問票の記載から、明らかに裁判員になることができない方や辞退が認められた方は、裁判所へお越しいただく必要はありません。

⑤裁判の当日

選任手続期日

裁判員候補者は、選任手続が行われる当日、裁判所へお越しいただくことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退の申立ての有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。

⑥6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人を選任します（裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任することもあります。）。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。